

「福田ビジョン」等、最近の国内の 動向について

(目次)

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 福田総理演説 | 2 |
| 2. 地球温暖化問題に関する懇談会提言 | 6 |
| 3. 自民党温暖化対策本部中間報告 | 8 |
| 4. 公明党地球温暖化対策本部提言 | 12 |
| 5. 民主党 地球温暖化対策基本法案 | 13 |

福田総理演説

(平成20年6月9日「低炭素社会・日本」をめざして)

<概要①>

- 産業革命後につくりあげられた化石エネルギーへの依存を断ち切り、「低炭素社会」へと大きく舵を切らなければいけない。低炭素社会への移行は「負担」だと捉えるのではなく、「新たな経済成長の機会」と捉えるべき。また、そのヒントは「我が国の良さ、伝統」の中に既に存在している(「自然との共生」「もったいない」)。自信を持って第一歩を踏み出すべき。
- 2050年までに世界全体で排出量を半減する目標について、G8及び主要排出国との間で共有することを目指す。日本としては、先進国の一員として途上国以上の貢献をなすために、2050年までに、現状から60～80%を削減する長期目標を掲げる。
- 10～20年での世界全体の排出量のピークアウトという目標の実現には、「全員参加」型の「公平かつ公正なルール」が不可欠であり、その現実的な方法論として、セクター別アプローチが有効。目標の設定に関する国際的に共通な方法論を確立するとともに、我が国の中期的な国別総量目標を来年の然るべき時期に発表したい。

○具体的な政策の4つの柱

- ① 革新技術の開発と既存先進技術の普及
 - ・途上国支援の新たな多国間基金に最大12億ドルの拠出
 - ・「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」構想の提案
 - ・太陽光発電世界一の座の奪還(2020年までに10倍、2030年には40倍)
 - ・2012年を目指して、全ての白熱電球の省エネ電球への切り替え
 - ・省エネ住宅・ビルの義務化に向けた制度整備、200年住宅の普及促進
- ② 国全体を低炭素化へ動かしていくための仕組み
 - ・今秋、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、実験を開始
 - ・今秋、環境税を含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し
 - ・来年度からカーボン・フットプリント制度の試行的な導入実験を開始
- ③ 地方の活躍
 - ・エネルギー、食糧の地産地消
 - ・10程度の環境モデル都市を選び、政府のバックアップのもと革新的な取組
- ④ 国民主役の低炭素化
 - ・ライフスタイルを変える意識を共有するためのサマータイム制度への期待
 - ・7月7日を「クールアース・デー」に

<国内排出量取引に関する記述>

- CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムをフルに活用して、技術開発や削減努力を誘導していくという方法を積極的に活用していくことが必要。
- いつまでも制度の問題点を洗い出すのに時間と労力を費やすのではなく、むしろ、より効果的なルールを提案するくらいの積極的な姿勢に転ずるべき。
- 今年の秋には、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始。
- 実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルールを、そして、マネーゲームが排除される、健全な、実需に基づいたマーケットを作っていくことが重要。
- ここでの経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにする。技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度はどうあるべきかしっかりと考える。
- 日本の特色を活かせる設計を行い、国際的なルールづくりの場でもリーダーシップを発揮。

＜カーボン・フットプリントに関する記述＞

- 自分の出す炭素に自ら責任を持つことが求められるのは、産業界だけでなく、国民一人ひとりが、低炭素社会の実現に向けて、賢く、そして責任ある行動をとることが必要。
- そのためには、CO2排出の見える化によって、消費者が的確な選択を行うための情報を提供することが重要。
- イギリスなどでは、製品や食品の製造から輸送、廃棄に至る過程で排出されるCO2を測定して商品に表示する、カーボン・フットプリント制度やフードマイレージ制度を試行。これを国際的にも広げていこうという動きがある。
- 我が国としても、このカーボン・フットプリント制度などの国際的なルールづくりに積極的に関与して、そして、わが国の国内での削減を進めるために、来年度から試行的な導入実験を開始。
- そのための準備を関係省庁に指示するとともに、産業界にも協力を要請。これが軌道に乗れば、世界最大級の取組みになると期待。

地球温暖化問題に関する懇談会提言

(平成20年6月16日 ～「低炭素社会・日本」をめざして～)

<国内排出量取引に関する記述>

- すでに存在している技術を十分に普及するための社会革新が重要。その際、重要となるのが「炭素への価格付け」。多くの国民や企業にとってこれまで「タダ」と思ってきた炭素排出が環境コストとして掛かってくることを理解してもらうしくみが必要。それは新たに生まれる炭素コストが商品やサービスの価格の中に含まれることを意味する。この炭素コストの負担を通じて、自ら排出する炭素に自ら責任を果たすことが求められる。
- 世界では、炭素を基準とする価値観が登場。それは炭素をコストとして織り込んだ競争の始まりを意味する。日本がこの新次元での国際競争を勝ち抜いていくためには、21世紀のルールづくりに積極的に参加し、世界の視点の変化を先取りすることが極めて重要。
- 市場メカニズムを活用して炭素削減を進める場合、投機的行動が起こりかねない。日本は民間活力を活かした「モノづくりと自由貿易に立脚した国家」「技術集約力をテコにした高付加価値産業に支えられる国家」。仮にマネーゲームの様相が大きくなれば、多くのマーケット参加者が迷惑を被るだけでなく、真摯に炭素削減に参画する人々の志を踏みにじる。そうならないための工夫も忘れてはならない。国境を越えたマネーゲームに課税するという国際的な動向にも留意しつつ、これについても研究をしていくことが必要。
- 国内排出量取引制度や環境税など新たな政策手法も、こうした視点に立って捉えることが必要。国内排出量取引制度については、欧米の動向を注視しつつ、試行的実施を通じて、我が国の実情を踏まえたものとして検討が続けられなければならない。

<カーボン・オフセットに関する記述>

- 消費者に選択する手段を提供するためには、「見える化」を進めるためのしくみづくりをしなければならない。カーボンフットプリント、カーボンオフセットや炭素会計のルールづくりを急ぐべき。国自らが、太陽光など再生可能エネルギーの積極的な導入や省エネ、さらにはカーボンオフセットなどで率先実施をすることも必要。
- 企業や家庭や個人は、ビジネススタイル、ライフスタイルを低炭素社会に合うように変えていくことが求められる。もったいないを形にし、エネルギーや資源の消費を、「減らして」「換えて」「オフセット」することが大切。

自民党温暖化対策本部中間報告

(6月11日、最先端の低炭素社会構築に向けて―来るべき世代と地球のために―)

<国内排出量取引に関する記述①>

- 新たな経済的手法としての排出量取引が国の内外で検討、実施。
- 一定の制約の下で、炭素の価格をシグナルとして市場メカニズムを活用することは、削減費用を最小化する極めて有用な方法。
- ただ、これまでに種々の問題点が指摘されてきており、これらを克服してこそ効果の高い制度となる。

(国内外での検討、実施状況)

- EUにおいて2005年から導入され、現在2期目。
- 米国においても、来る大統領選挙の候補者全員が政策綱領に掲げている。
- ニュージーランドは2008年から、カナダ、オーストラリアも2010年からの導入を決定。
- 我が国においても任意の自主参加型排出量取引を試行しているほか、東京都がその導入を提案。

<国内排出量取引に関する記述②>

○導入に当たっては、現在次のような諸点が検討中。

<制度上の問題点>

割り当て方法、割り当て段階、事業所の対象範囲、取引市場、モニタリング・算定・報告・検証、遵守、課徴金、会計・税務処理のルール

<配慮事項>

技術開発阻害、投機、産業の海外移転等国際競争力の低下、費用緩和措置、国際リンク、国益の考慮、地球全体としての削減効果等

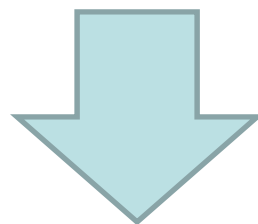
○排出量取引制度と他の経済的手法やその他の削減策との関係、排出量取引の対象となる企業ないし事業所と、それ以外の者(その他のセクター、中小企業、個人等)との関係等について検討が必要。

<国内排出量取引に関する記述③>

○排出量取引については、多くの検討すべき課題を乗り越えつつ、将来国際的な市場が発足する場合には、我が国も参加。

○国際的な基準作りがICAP等で行われており、我が国もその作業に積極的に参加し、我が国に不利とならない公平な制度とする必要性。

○APP等におけるセクター別アプローチの取組や現在の自主参加型排出量取引の拡大等により得られる経験を踏まえ、公平かつ合理的なルール等について積極的に発信し、国際標準づくりに反映。



○我が国の産業界、有識者等の意見を踏まえつつ、2010年から国内取引について準備的運用を開始。

<カーボン・オフセットに関する記述>

○企業、個人や公的主体が自分で削減できなかった排出について、たとえば自然エネルギー等を活用して、温室効果ガスを削減する「カーボンオフセット」を促進。

- 「カーボンオフセット推進法(仮称)」の制定も視野に入れつつ、公的主体による「カーボンオフセット原則」の確立と「カーボンオフセット計画」の策定、カーボンオフセットに使用できるクレジットの範囲や認証手続き、会計処理、税務処理等について環境を整備。
- 「国内森林CDM」制度を設け、資金が林業支援を通じて地域活性化に資する仕組みを構築。
- 取引市場を整備。
- 我が国登録簿への口座開設を外国企業にも認めることを検討。
- 海外事業への投資に国際協力銀行などの金融支援を実施(海外クレジットの活用が安定的に、かつ合理的な価格で進められるように)。
- 国等によるカーボンオフセット活用の率先実行について、早期に前倒しで実施。
- オフセットクレジット調達費用の税務処理指針を明確化。

公明党地球温暖化対策本部提言

(6月6日、北海道洞爺湖サミットに向けた地球温暖化対策に関する提言)

<国内排出量取引に関する記述>

- 2013年以降の大幅な排出削減のために、我が国の実情にあった国内排出量取引制度の設計を開始することにより、同制度の導入を表明すること。
- 2012年以前についても、京都議定書目標達成計画上の自主行動計画と整合性ある形で、試行的に同制度を導入することも検討すること。
- 国内排出量取引制度の設計に当たっては、削減余力、早期対策(制度開始以前の削減努力)を考慮するとともに、国際競争力への影響や炭素リーケージについて実証分析を行い、影響の大きい部門・業種に対しては、セクター別の国際合意や国境措置など、影響緩和措置を検討すること。
- 排出権価格の長期高止まりや短期的な大幅急変動を引き起こす投機的取引を未然に防止したり、柔軟に対処するための「費用緩和措置」について検討すること。また、価格転嫁の国民生活への影響を考慮し、低所得者対策などを検討すること。

<カーボン・オフセットに関する記述>

消費側での削減努力と国民の意識改革

- 日常生活などで避けることができない温室効果ガスの排出を、その排出量に見合った削減活動に投資することなどで埋め合わせる「カーボンオフセット」の普及を促進し、国民の環境問題への意識を高めること。

民主党 地球温暖化対策基本法案 (6月4日)

<国内排出量取引に関する記述>

- 国は、別に法律で定めるところにより、国内排出量取引制度を創設し、平成22年度(2010年度)からこれを実施するものとする。
- 前項の法律には、温室効果ガスの排出枠の割当対象者及び割当方法、当該割当対象者の温室効果ガスの排出の状況等に係る公表制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項を定めるものとする。